

## 地労委「N・O」の不当命令を許さない！！

11月27日、大阪府労働委員会は、JR東海労本部・新幹線関西地本・大二運輸所分会の不当労働行為の救済申し立て（平成18年（不）第12号・43号事件、通称地労委N・O）について、組合側の主張を棄却するという不当な命令を行ないました。私たちは、大阪府労働委員会の不当な命令を断じて許さない！！

この事件は、乗務員職場で要員不足が続く中、一方的に休日出勤を強要してきた会社に抗議し一方的休日出勤反対の指名ストライキに決起している最中で、会社が私たちの闘いを破壊するために組合員に諮問や威圧行為を繰り返し、同時に他労組に諮問の回答集を配布していたことに端を発します。私たちは、①諮問を利用した差別的な取り扱いや呼び出しなど、組合活動に対する支配介入の禁止②諮問に対する不正行為（他労組への諮問の回答集の配布）などの組合差別の撤回と謝罪③不正な試問を拒否した組合員9名への嚴重注意処分の撤回等を求めてきましたが、地労委の命令はJR東海労とJR会社の労使関係をまったく無視をして会社の主張を一方的に採用したものであり絶対に認めるわけにはいきません。

## さらなる闘いの強化を確認！！



地本は同日、日ノ出人権文化センターで「地労委N・O不当命令糾弾！報告集会」を開催して、地労委N・Oの不当命令を怒りを込めて弾劾してきました。

冒頭、船出地本委員長は「命令は、労使関係について触れていない。会社の最終陳述書を丸呑みした命令は許せない。多くの組合員が証人に立って闘ってくれた。今後も闘いを強化していこう」という挨拶を行いました。その後、安東大二運副分会長から「みんなで闘うことができた」という挨拶や、証人に

立った組合員の皆さんから感想がだされ地労委N・Oの闘いの意義を確認しました。そして、中労委での勝利に向けて地本全体で闘いを強化していくことを確認してきました。組合員の皆さん、中労委での勝利と働きやすい職場を目指してともに闘いましょう。